

報道関係者 各位

令和7年6月27日

【照会先】  
年金局 (代表電話) 03(5253)1111  
事業企画課調査室長補佐 矢崎(内線3582)  
(直通電話) 03(3595)2794  
事業管理課長補佐 松浦(内線3661)  
(直通電話) 03(3595)2730  
日本年金機構国民年金部長 福嶋  
(直通電話) 03(6892)0762

## 令和6年度の国民年金の加入・保険料納付状況を公表します ～昨年度に引き続き、国民年金第1号被保険者の最終納付率80%超を継続～

厚生労働省では、このほど、令和6年度の国民年金の加入・保険料納付状況を取りまとめましたので公表します。

国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出しています。

本資料では、未納分を遡って納付できる過去2年分を集計した「最終納付率」等についてまとめています。

### ◇ 第1号被保険者の令和6年度の最終納付率（令和4年度分保険料）<sup>(注1)</sup>は、84.5%

- 前年度から1.5ポイント増加し、平成24年度の最終納付率（平成22年度分保険料）64.5%から20.0ポイント増加し、12年連続で上昇。

注1) 令和6年度の最終納付率：令和4年4月分～令和5年3月分の保険料納付対象月数のうち、令和7年4月末までに納付された月数の割合。

- 統計を取り始めた平成16年度の最終納付率（平成14年度分保険料）以降、最高値
- 現年度納付率（令和6年度分保険料）は78.6%（前年度から0.9ポイント増）となっており、平成23年度の現年度納付率（平成23年度分保険料）から13年連続で上昇している。

### ◇ 国民年金第1号被保険者が減少する中、納付月数は7,712万か月と昨年度より約11万か月増加、全額免除・猶予者は592万人と令和5年度より4万人減少。

### ◇ 令和6年度末の未納者<sup>(注2)</sup>は、72万人であり、前年度より7万人減少。

なお、厚生年金保険被保険者（第1号厚生年金被保険者の収納率は98.9%）、国民年金第3号被保険者等も含めた公的年金加入対象者全体でみると、未納者は約1%（別添資料1及び2）

注2) 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（令和5年4月～令和7年3月）の保険料が未納となっている者。

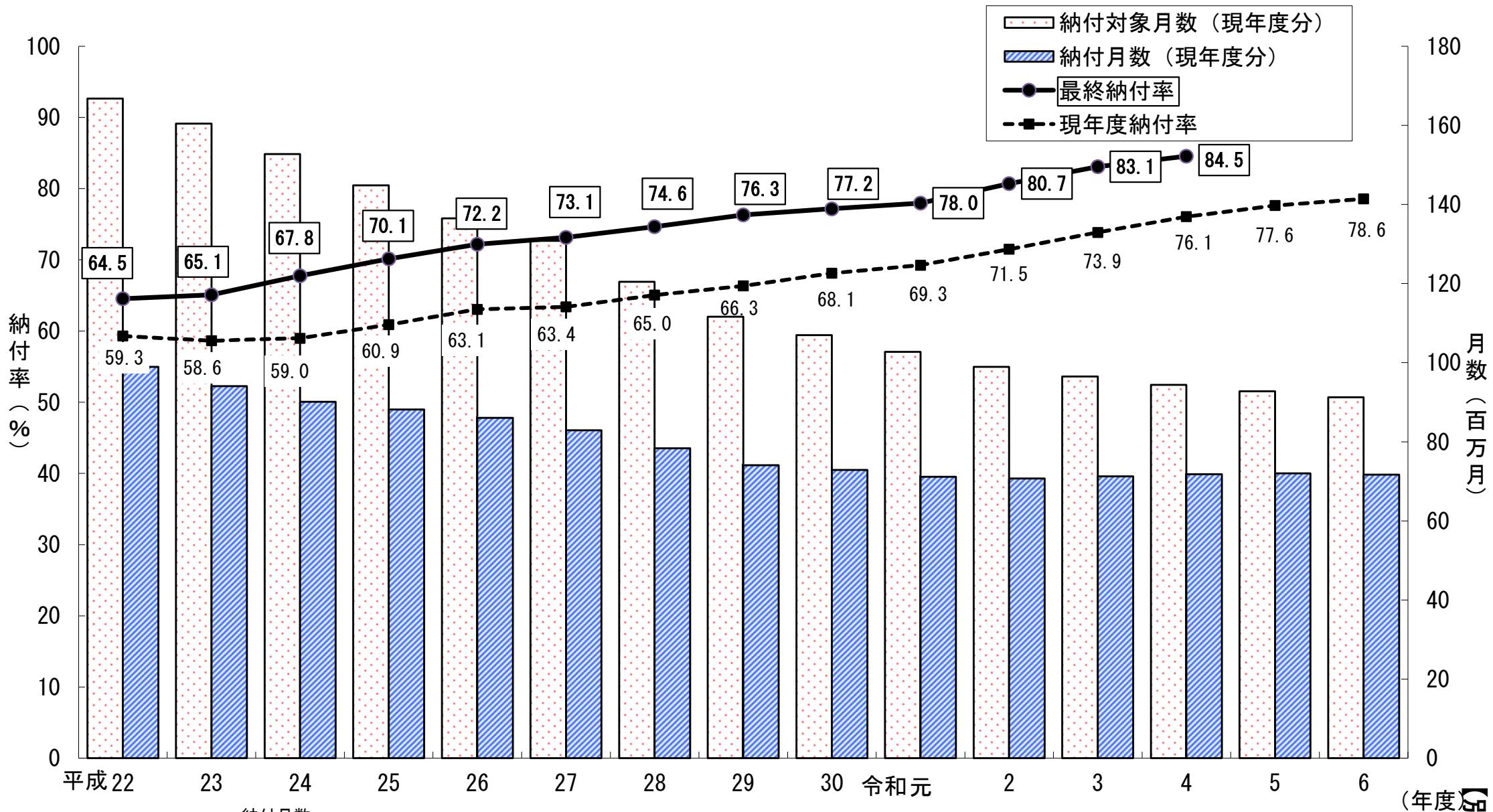
### ◇ 日本年金機構（平成22年1月発足）では、発足当初60%台であった最終納付率について、80%台の安定的確保とその持続的向上を目指して以下の取組を実施した結果、最高値を更新（3年連続で80%台）（別添資料3及び4）

（令和6年度の主な取組）

- 年代、所得、未納月数などに応じた納付勧奨
- 口座振替やクレジットカード納付、コンビニやインターネットバンキング等による納付方法の周知に加え、口座振替の電子申請を開始し、納めやすい環境を整備
- 未納者数が多い大都市圏の20か所の年金事務所の体制強化、他の都道府県に比べ納付率が低い沖縄県の「沖縄プロジェクト」<sup>(注3)</sup>等の継続

注3) 沖縄県の最終納付率（令和4年度分保険料）は82.3%となっており、日本年金機構が発足した平成24年度の最終納付率（平成22年度分保険料）の44.4%から37.9ポイント増となっている。

# 国民年金第1号被保険者の保険料納付率推移（日本年金機構発足後）



注1 納付率 (%) =  $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（申請一部免除月数は含み、法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率である。

## ＜参考＞公的年金加入者の状況（令和6年度末）

6, 759万人

公的年金加入者  
6, 755万人

国民年金第1号被保険者  
1, 368万人 (注3)

国民年金第2号被保険者等  
4, 746万人

国民年金  
第3号被保険者  
641万人

保険料納付者  
704万人  
(注5)

第1号厚生年金被保険者  
4, 285万人

共済組合 461万人 (注4)

法定免除・申請全額免除者 376万人  
学特・猶予者 216万人

未納者 72万人 (注1)  
未加入者 4万人 (推計値) (注2) } 76万人

注1) 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（令和5年4月～令和7年3月）の保険料が未納となっている者。

2) 令和4年公的年金加入状況等調査の結果による推計値。

3) 令和7年3月末現在。国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者（21万人）が含まれている。

4) 令和6年3月末現在。共済組合は、第2～4号厚生年金被保険者。

5) 保険料納付者の人数は、国民年金第1号被保険者数から未納者数、法定免除・申請全額免除者数及び学特・猶予者数を単純に差し引いて算出したもの。

6) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

# 国民年金保険料収納対策のスキーム（概念図）

## 納めやすい環境づくりの整備

※納付月数のうち現年度納付月数

### ○ 口座振替納付

※R6.3～口座振替の電子申請を導入  
(利用状況)

R4年度 R5年度 R6年度  
2,998万月 → 2,917万月 → 2,876万月

### ○ クレジットカード納付

(利用状況)

R4年度 R5年度 R6年度  
548万月 → 587万月 → 618万月

### ○ 2年前納制度

#### ・ 口座振替による2年前納制度

(利用状況)

R4年度 R5年度 R6年度  
27万件 → 31万件 → 25万件

#### ・ 現金及びクレジットカードでの2年前納制度

(利用状況)

R4年度 R5年度 R6年度  
17万件 → 17万件 → 39万件

### ○ コンビニ納付

(利用状況)

R4年度 R5年度 R6年度  
2,142万月 → 2,108万月 → 2,057万月

### ○ インターネット納付

※R6.8～「納付書によらない納付」を導入

(利用状況)

R4年度 R5年度 R6年度  
743万月 → 888万月 → 972万月

うち

#### スマートフォン決済アプリ納付

※R5.2～導入

(利用状況)

R4年度 R5年度 R6年度  
13万月 → 225万月 → 339万月

## 未納者

### 市町村からの所得情報

(令和2年度以降は、情報提供ネットワークシステムから取得)

## 強制徴収

## 納付督促の実施

- ・質の向上
- ・効率化

応  
付  
度  
重  
度  
に  
な  
い  
も  
の

### 文書

R4年度 3,875万件  
R5年度 3,826万件  
R6年度 4,150万件

### 電話

R4年度 1,944万件  
R5年度 1,873万件  
R6年度 1,904万件

### 戸別訪問（面談）

R4年度 423万件

## 強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

※控除後所得300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している方が対象

|       | 令和4年度    | 令和5年度    | 令和6年度    |
|-------|----------|----------|----------|
| 最終催告状 | 189,009件 | 176,779件 | 168,456件 |
| 督促状   | 133,476件 | 102,238件 | 99,962件  |
| 財産差押  | 12,784件  | 30,789件  | 26,797件  |

・最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数

### ○国税庁への強制徴収委任

[基準] 所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上 (H27.10～)

[実績] R4年度 10件 → R5年度 86件 → R6年度 82件

### ○納付督促の外部委託 (H17.10～)

|      | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   |
|------|---------|---------|---------|
| 文書   | 1,027万件 | 972万件   | 903万件   |
| 電話   | 1,918万件 | 1,841万件 | 1,877万件 |
| 戸別訪問 | 409万件   |         |         |
| 合計   | 3,354万件 | 2,813万件 | 2,780万件 |

※令和5年5月以降、外部委託による戸別訪問は実施していない。

## 免除等の周知・勧奨

- 免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

### ○ 納付猶予対象者の拡大 (H28.7～)

### ○ 申請免除の簡素化 (①所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26.10～ ②失業等による特例免除の添付書類の簡素化R5.3～)

### ○ 免除の遡及期間の見直し (H26.4～)

### ○ 免除委託制度開始 (H28.4～)

### ○ マイナポータルを利用した免除等申請手続きの開始 (R4.5～)

## 国民年金の適用促進・保険料収納対策（1／2）

| 令和6年度計画の概要   | 令和6年度計画に係る取組実績  |
|--|---|
| <p>○確実な適用の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から提供される本人確認情報を基に、海外転入者等を早期に適用される仕組みを構築し、確実に適用を実施。</li> </ul>  | <p>○確実な適用の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年10月より、J-LISから提供される本人確認情報に基づき、<u>海外から転入された方等を早期に把握するためのシステムを稼働させ、毎月、年金制度未加入者への届出勧奨及び職権適用を実施し、令和6年度末までに2.0万人を職権適用。</u></li> <li>J-LISから提供される本人確認情報を活用し、<u>20歳到達者99.0万人、年金制度未加入である節目年齢（34・44・54歳）到達者1.9万人を職権適用。</u></li> </ul>   |
| <p>○制度周知及び制度理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワークと連携し、雇用保険説明会における届出勧奨や制度の説明等の取組を実施。</li> <li>市区町村職員向け研修を実施する等、市区町村との連携を図り、適正な届出を促進。</li> <li>チラシ・パンフレット及びSNSや機構ホームページ等を活用し、制度案内を充実。</li> </ul> | <p>○制度周知及び制度理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワークが実施する雇用保険説明会において、離職者に対する被保険者種別変更の届出及び失業を事由とする特例免除制度について周知を行うとともに、届書や申請書の配付を行い、自主的な届出を促進。</li> <li>機構が作成している「国民年金事務の手引き」等について、電子申請の対象となる手続の追加や制度改正内容を反映させる等の見直しを実施。さらに、これらの資料を用いて、国民年金事務に従事する市区町村担当者を対象とした研修を実施し、窓口相談時における住民への適切な案内を依頼。</li> <li>市区町村と連携し、納付書に同封するリーフレットや情報誌「かけはし」等の活用による制度周知を図るとともに、その他の関係機関・民間企業に対して産前産後免除の制度周知を依頼。</li> <li>20歳到達者向けの国民年金制度の概要や納付することのメリット、納付方法の手続、学生納付特例制度等を分かりやすく周知するための動画の機構公式Xによる周知を実施。</li> </ul> |
| <p>○納付率等の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度分保険料の現年度納付率は前年度実績以上を確保。</li> <li>令和5年度分保険料過年度1年目納付率及び令和4年度分保険料最終納付率は80%台を確保。</li> <li>口座振替及びクレジットカード納付の実施率は前年度を上回る水準を確保。</li> </ul>                  | <p>○納付率等の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>20歳到達者や若年層に対する納付奨励を徹底すること等、納付に重点を置いた行動計画を策定し、効果的・効率的な取組を実施。また、長期未納者、免除等対象者、このままでは無年金・低年金となることが見込まれる者等への取組を確実に実施。</li> <li>令和6年度分保険料の現年度納付率は78.6%（前年度実績から+0.9pt）、令和5年度分保険料の過年度1年目納付率は84.0%、令和4年度分保険料の最終納付率は84.5%となり、それぞれの目標を達成。</li> <li>口座振替及びクレジットカード納付の利用促進について、保険料収納の安定的確保及びお客様の利便性向上等の観点から、口座振替申出書や前納制度等を周知するリーフレット等を送付し勧奨を実施した結果、口座振替・クレジットカード納付の実施率（合計）は41.5%となり、令和5年度末の41.4%から0.1pt上昇し、目標を達成。</li> </ul>                                      |

## 国民年金の適用促進・保険料収納対策（2／2）

| 令和6年度計画の概要   | 令和6年度計画に係る取組実績   |
|--|--|
| <p>○地域の実情を踏まえた対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金事務所別の納付率水準に応じた分析に基づきめ細かな施策により納付率向上に取り組む。</li> <li>大都市圏の未納者数の多い年金事務所について、好調拠点と低調拠点の傾向の比較・分析を行い、低調拠点に対し、収納対策を実施。</li> </ul>                                    | <p>○地域の実情を踏まえた対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未納者の属性（年齢・所得・未納月数等）の分析を行い、年金事務所の納付率水準に応じた目標を設定するとともに、本部から年金事務所に提供した属性別の未納者のリストや、優先的に取り組むべき対象者のリストに基づき、地域特性等を考慮した各拠点の実情に応じたきめ細やかな対策を実施。</li> <li>また、大都市圏の未納者数の多い年金事務所（2課制：20か所）については、体制の整備、本部による進捗管理等の効果的な取組の継続を図り、<u>現年度納付率は77.9%</u>となり、<u>令和5年度末の76.3%から+1.6pt上昇</u>、全国平均の伸び幅（+0.9pt）を上回った。</li> </ul>   |
| <p>○外国人に対する納付勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人が未納とならないよう、納付及び免除申請をすることのメリットを訴求した多言語の制度説明のパンフレットを作成。</li> <li>外国人未納者に対し、わかりやすい日本語での催告文書を送付。</li> <li>外国人留学生に対し、学生納付特例制度を記載した専用チラシを大学・専門学校を通じて周知。</li> </ul> | <p>○外国人に対する納付勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人未納者に対して専用の封筒（英語及び平仮名）及び催告文書（英語及びルビ付きの日本語）を作成し、送付を開始（令和6年5月～）。</li> <li>外国人に対して特に年金加入のメリットや納付義務、免除・猶予制度について分かりやすくご案内するため、英語版の外国人向けパンフレットを作成（令和6年9月～）。</li> <li>留学生に対する取組として、学生納付特例制度の周知・広報に当たり日本語版・英語版のパンフレット及びポスターを作成し、学内の掲示板等の学生の目に触れる機会が多い箇所に設置・掲示いただけるよう大学等に配付（令和6年11月～）。</li> <li>各地域における関係機関等と連携した外国人対策の好取組事例を本部において把握し、他地域へ横展開することで関係機関等との連携を進めた。</li> <li>外国人に係る令和6年度の最終納付率（令和4年度分保険料）は49.7%（対前年度比+6.2pt）となった。</li> </ul> |

# 年金手続のデジタル化の推進（各種申請手続、情報提供、決済手段）

- これまで紙による申請や紙での郵送のみであった年金手続について、順次、デジタル化を進めている。（※）
- あわせて、国民年金保険料についてスマホアプリによりキャッシュレス納付できる環境整備に取り組んでいる。

※事業所にかかる主要7届書（資格取得届等）における電子申請割合は73.9%（令和7年3月末）となり、令和元年度23.9%から50.0%上昇

